

令和元年度 事業計画

《基本方針》

腎臓移植に関する援助を行うとともに、臓器（臓器の移植に関する法律第5条に規定する臓器をいう。ただし、眼球を除く。以下、同じ。）移植に関する関係機関との連絡調整、臓器移植に関する知識の普及啓発等を行い、もって県民の健康の増進及び福祉の向上に寄与する。

《事業内容》

1 腎臓移植に関する支援及び助成

(1) 組織適合性検査費用の助成（1人 20,000円）

腎臓移植希望者の登録時の組織適合性検査費用の一部を助成する。

(2) 臓器提供者の遺族への供花等の支出（1人 5,000円）

2 臓器移植に関する関係機関との連絡調整

(1) 院内体制整備

ア 臓器提供シミュレーション等の実施

各医療機関内で、提供事例発生の際に院内コーディネーターが関係部署と円滑に連携が図れるよう、院内マニュアルの作成や改訂、シミュレーションの開催、勉強会を行う。より多くの医療関係者が臓器提供の意思確認を行い、ドナーや家族の意思が尊重されるよう支援する。

イ ドナーカード等保持者の意思の尊重

入院時、患者に臓器提供の意思確認を行い、その意思を尊重できる体制の構築を行う。

(2) 臓器移植ワーキンググループ会議の開催

臓器移植ワーキンググループ会議（年3回）を開催し、定期的な意見交換により各医療機関での問題点等の共有及び連携を図る。

内、1回は臓器提供ワークショップ in KAGAWA を兼ねて開催する。

(3) 臓器提供ワークショップ in KAGAWA の開催

世界的に確立された臓器提供の医療者向け教育プログラム（TPM）を導入し、臓器提供に関わる知識技術の習得を、講義のみならず、ロールプレイ、シミュレーションも実施することにより実践的に研修する。

(4) 臓器移植ケーススタディの開催

看護師・ソーシャルワーカーを対象に、脳死状態にある患者家族に対し、臓器提供に関する情報提供を行う際の、看護師等の果たすべき役割について、事例検討等により研修を行う。

(5) 患者個票調査

臓器提供施設からドナーとなりうる患者の医学的データの収集を行い、今後の症例発生時に適切な対応ができるよう、臓器移植ワーキンググループ会議で事例検討を行う。

3 臓器移植に関する知識の普及啓発

(1) 臓器移植普及推進月間（10月）

主要施設のグリーンライトアップを中心に、県広報誌やラジオ番組等による広報、電子看板でのCM放映、関係団体と協力した臓器提供意思表示説明用リーフレット、パンフレット、ポスター等の配布を行う。

(2) 臓器移植コーディネーターによる説明会等の実施

県民を対象に臓器移植コーディネーター等による説明会等を実施する。また、県内の高校、看護学校等の生徒、教員を対象とした出張講座を開催し、臓器移植に関する知識の普及啓発に努める。

(3) イベント等での普及啓発

集客数の多い地域のイベント等において、ステージからの呼びかけやワークショップの開催により、幅広い年齢層への普及啓発を行う。

(4) 香川県運転免許センターでの普及啓発

臓器移植に対する関心をもっていただけるよう、ポスター、パンフレット、意思表示説明用リーフレット等の掲出、設置などを継続して行い、運転免許証の裏面の意思表示欄の記入促進に努める。

(5) 県庁舎での普及啓発

年間を通して、県庁舎内にて掲示物等を用いて職員や来庁する県民に対して啓発活動に努める。

(6) 香川県臓器移植連絡協議会の開催

県内の臓器移植関係者（移植施設、提供施設、民間団体、県臓器移植コーディネーター等）で構成する香川県臓器移植連絡協議会を開催し、院内体制整備の充実と臓器移植の普及啓発を推進するための協議を行う。

(7) 機関誌の作成等

財団の機関誌の作成、賛助会員への配布、ホームページでの掲載を行う。